

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ リース資産の損金算入

Q : リース資産は、売買取引となったようですが、少額のものについては一時の損金にすることができるのですか？

A : 10万円未満の資産の即時損金算入及び20万円未満の資産の3年一括償却の適用は受けられませんが、30万円未満の資産については中小企業者の少額減価償却資産の特例の適用があります。

【解説】

すでにご存知のように、平成20年4月1日以後締結する所有権移転外リース取引は、税務上、売買取引に該当し、リース資産は減価償却資産として、リース期間定額法で減価償却することとなっています。

ところで、この減価償却資産となるリース資産について、減価償却資産の特例がどうかですが、これについては、次のように取り扱うこととされています。

- ① 10万円未満の資産の即時損金算入
リース資産は、この特例の対象外とされていることから、この規定の適用を受けることはできません。
- ② 20万円未満の資産の3年一括償却
この規定もリース資産は適用対象外とされていますので、適用を受けることはできません。
- ③ 中小企業者の少額減価償却資産の特例
この特例は、総額300万円を限度として、30万円未満の減価償却資産の一時償却が認められている特例ですが、これについては適用が認められています。

